

平成二十年二月十九日受領
答弁第六〇号

内閣衆質一六九第六〇号

平成二十年二月十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における上官による自衛隊新入隊員の給料のかすめ取りに関する再質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における上官による自衛隊新入隊員の給料のかすめ取りに関する再
質問に対する答弁書

一及び二について

防衛庁（当時）において、御指摘の海曹長が業務上預かり保管中の分隊費、旅行積立金等の現金を自己の用途に費消する目的で横領したとの規律違反の事実についての調査報告書は作成されているが、その具体的内容については、今後の同様の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることもあり、防衛省としてお答えすることは差し控えたい。

三から五まで、七及び八について

一及び二について述べた調査のほか、平成十二年六月から同年七月までの間、海上自衛隊佐世保地方総監部管理部長が第二十二期一般海曹候補学生基礎課程教育にかかわった分隊長、分隊士、班長及び分隊員を対象にアンケート調査を行った結果、自分の預金が勝手に引き出されていたと指摘した隊員はいなかった。

防衛省として、右に述べた調査の対象者の氏名を明らかにすることは、今後、各種事案において隊員に

対する調査が必要になった場合に、率直な回答を得ることを期待できなくなるおそれがあること等から、お答えすることは差し控えたい。

六について

海上自衛隊佐世保教育隊の教育分隊には、御指摘の十三名のほかにも幹部自衛官（三等海尉以上の自衛官をいう。）が勤務していた。

九から十一までについて

防衛省として、御指摘の「記事」については承知しているが、三から五まで、七及び八について述べた調査の結果、防衛省において把握している限りでは、御指摘の「給料の一部を着服していた」との事実については承知していない。